

名古屋学芸大学短期大学部学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省第9号)第13条及び名古屋学芸大学短期大学部学則(以下「学則」という。)第24条の2の規定に基づき、名古屋学芸大学短期大学部(以下「本学」という。)において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

(付記する専攻分野)

第2条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

ITビジネス系	「ITビジネス」
英語コミュニケーション系	「英語コミュニケーション」
生活科学系	「生活科学」
健康科学系	「健康科学」

(学位授与要件)

第3条 短期大学士の学位は、学則第21条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(学位の授与)

第4条 教授会は、卒業を認定したときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第5条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「名古屋学芸大学短期大学部」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第6条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 平成19年3月31日以前に入学した学生については、改正後の規定にかかわらず、第2条の規定は適用しない。
- 3 前項の適用しない部分は、改正前の規定を適用する。